

(件名) 「主要農産物種子条例」制定についての陳情書

(陳情の要旨)

わが国の食と農を支えてきた主要農産物種子法（以下種子法）が平成30年4月1日に廃止されました。ご承知のように種子法は、昭和27年に制定されて以来、国や都道府県の種子に対する公的な役割を明確にするとともに、主要作物の自給を維持し、産地の特性を生かした多様な品種の維持・開発をしてきました。これにより農業経営者には安くて地域の特性に合った優良な種子が、消費者には美味しい農産物が安定的に供給されてきました。

しかし種子法の廃止により、種子価格の高騰、地域条件等に適合した品種の維持・開発などが衰退することが心配されております。また種子価格の高騰は、種子を購入する農業経営者だけではなく、消費者にまで影響を及ぼすことが容易に推測されます。これまで長い年月をかけて蓄えられてきた地域の財産とも呼べる種子は民間企業に委ねられるとともに、長期的には現在世界の種子市場を独占し、遺伝子組み換えを導入している多国籍企業に日本の種子市場を支配されてしまう懸念もあります。遺伝子組み換えが及ぼす人の健康や環境への影響はまだまだ不明な点が多く、影響がはっきりと判明した際には既に手遅れになっている恐れもあります。このことはわが国の食や環境が脅かされることであり、国民・県民にとっても無視することのできない重大な問題であります。

このような情勢の中、2019年5月現在全国では既に9つの道県で種子条例が制定され、これに加え長野県でも6月の定例会で制定予定となっております。これらの道県に続き全国でも有数の農業県である鹿児島県の主要農作物の優良な種子の安定供給や環境の保全、農業経営者や消費者の不安払拭のために、鹿児島県独自の種子条例を制定していただきますようよろしくお願いいたします。

以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情します。

記

1 「主要農産物種子条例」を制定すること

以上

(件名) 「鹿児島県主要農作物種子条例」の制定を求める陳情について

(陳情の要旨)

「主要農作物種子法」(種子法)が2018年4月1日、廃止されました。2016年9月に政府の規制改革推進会議で提言され、2017年3月23日の国会で廃止法が成立しました。政府は種子法について「すでに役割を終えた」「国際競争力をつけるために民間との連携が必要」と説明していますが、この間、マスコミ報道はほぼなく、国会審議も不十分で、国民的な議論も行われないうままでした。

鹿児島県では、この法にのっとり、米の種子を安定供給してきました。県農政部は「独自の要綱を制定し、法廃止後も同様の体制を維持している」と、条例制定の必要はないとしています。国も今後も必要な地方交付税措置を行うとしていますが、法の後ろ盾がなくなった今、供給体制が守られる保証はなく、食糧の安全保障の前提となる種子が永続的に十分、確保できるのか、県内では不安が広がっています。

鹿児島県議会は2018年10月、国に対して、「都道府県の取り組みが後退することへの懸念や外資系事業者の種子の独占等による種子価格の高騰等、農業者や消費者への影響を危惧する声がある」との意見書を提出しました。

種子法のもと、県の研究機関が地域の気候風土に合った優良品種を開発し、安定供給を支えてきました。食の根幹である種子の生産や供給体制が揺らぐことはあってはならないと考えます。

また、本県では、離島も含め豊かな自然環境のもと、独自の伝統野菜が根付いており、県も23品目を「かごしまの伝統野菜」として選定しています。ただ、県内の一部の生産者が生産を続けているものの、種子を守る体制が脆弱であることは否めません。地元の食文化を守る観点から伝統野菜の種子の保護策も講じてください。

2019年5月現在、同様の独自条例を制定したのは9道県、さらに4県で制定が予定されています。鹿児島県も全国第2位の農産物生産県である誇りと責任を持って、農家と消費者を守るため、伝統野菜の保護も含めた「鹿児島県主要農作物種子条例」の制定を求めます。

以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情します。

記

- 1 「鹿児島県主要農作物種子条例」の制定を求めます。

以上

(件名) 現在の温暖化は寒冷化に向かう途上の一時的な現象であり、寒冷化がかなり切迫していることが明らかなので、その対策を取ることを要請する陳情(3項)

(参考) 1項は企画観光建設委員会に付託(陳情第3002号)
2項は環境厚生委員会に付託(陳情第5001号)

(陳情の要旨)

報道では温暖化ばかりが言われていますが、太陽黒点の減少があり、今後、寒冷化に向かうことは明らかです。地球表面を覆うプレートの動きが大きくなると、海溝部での火山活動が活発化し、海底火山や熱水鉱床から海水への熱の供給が大きくなります。結果的に海面温度が高くなり、大気中の水蒸気量が増加します。これが温暖化と気象の荒れをもたらすのです。

この実例として、昭和の三大台風が1923年の大正関東大震災から1946年の昭和南海地震、1960年のチリ地震M9の時期とほぼ重なることがあります。

室戸台風は、1934年(昭和9年)9月21日に高知県室戸岬付近に上陸。上陸時の最低気圧は911.6hPa。

枕崎台風は、1945年(昭和20年)9月17日14時頃に、鹿児島県川辺郡枕崎町に上陸。上陸時の最低気圧は910hPa。

伊勢湾台風は、1959年(昭和34年)9月26日に潮岬に上陸。上陸時の最低気圧は895hPa。

昭和の三大台風の時代には太陽黒点の減少はありませんでした。現在は、黒点の減少と大地震の両方があるため、地球的な嵐の大型化と寒冷化がほぼ同時進行するはずですが、これは、日射量の減少による気温の低下に対し、海面温度が高く保たれるため、湿度が高い状態が常態化し、雨が降りやすくなるからです。

日本でも夏の低温の為にコメの不作があった1993年米騒動は、20世紀最大級ともいわれる1991年(平成3年)6月のフィリピン・ピナトゥボ山(ピナツボ山)噴火が原因となり発生したとされています。夏の気温が平年より2度から3度以上下ったということで、陸上の大きな火山噴火があれば、現在の温暖化は一気に寒冷化へ変化してしまいます。

地球的な寒冷化が始まれば、世界的に景気悪化になることは明らかであり、日本の輸出は維持できなくなります。輸出が減少すれば、海外資本が円を買う動機がそもそも無くなり、一気に円安になります。勿論、輸出の減少に合わせて輸入も減少すれば、為替が大きく動く必然性はありませんが、エネルギーや飼料はほぼ100%が輸入頼みであり、食料も60%程度が輸入です。これ等の輸入を続けることになると、経常収支がどんどんと悪化し、輸入物価高によるインフレが始まります。

よって、寒冷化が顕在化する前に輸入比率の高い品目の国産化を促す必要があります。以上の趣旨により、次のことを陳情します。

記

- 1 地熱開発権を規定した地熱法を制定し、地熱開発を大規模に進めること。
- 2 地方自治体が収集している個々の源泉データを公開することによって、温泉の湧出量の変動が常時あることを明らかにすること。
- 3 耕作放棄地を整備し、作物の植え付けが可能な状態で維持すること。

以上